

四峡小 P T A 内規

- 1、 本内規は荒川区立第四峡田小学校 P T A 会則に基づき、 P T A 活動の円滑な運営の為に必要な事項を定めるものとする。
- 2、 内規の改正は実行委員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正し、改正の内容は総会にて報告するものとする。
- 3、 内規明記以外の事情が生じた場合は、会長・副会長の合意で決定処理する。

第 1 章 慶弔・見舞い規程

- 1、 次の各号に該当する者に P T A 会計より慶弔・見舞い金を支出する。

(イ) 会員及び児童の死亡弔慰金	5,000 円+生花
(ロ) 教職員、顧問、相談役、役員の死亡弔慰金	5,000 円+生花
(ハ) 教職員の疾病（入院加療を原則とする）見舞金	3,000 円
(ニ) 教職員の結婚祝い金	3,000 円
(ホ) 教職員の出産祝い金	3,000 円
(ヘ) 教職員、会員、顧問、相談役の家屋災害見舞金	3,000 円
- 2、 P T A 内規による慶弔見舞に対する返礼は一切辞退する。
- 3、 上記以外の事例については役員会で協議し決定する。

第 2 章 教職員の転退職報奨規程

- 1、 本校教職員が転退職する場合は下記の記念品を贈る。

(イ) P T A 会員教職員の場合…	在任期間 3 年以下 1,500 円相当の記念品
	4 年以上 2,500 円相当の記念品
(ロ) P T A 会員でない職員の場合……	1,000 円相当の記念品
(ハ) 歓送迎会出席者には別途	1,000 円～3000 円程度の花束

第 3 章 本会役員、各種委員長の現役報奨規程

- 1、 本会役員並びに各種委員長を退任する場合、その在任期間に応じて下記の記念品を贈る。

(イ) 役員・委員長歴 2 年以下	500 円程度の記念品
(ロ) 役員・委員長歴 3 年以上	1000 円程度の記念品

第4章 顧問・相談役

- 1、顧問は退任した会長経験者に委嘱し、会長の諮問に応じる。本人から退任の申し出があった場合と会則第11条に該当する場合は役員会の決議で解任できる。
- 2、相談役は本会役員経験者から2名を役員会が選出し委嘱する。
任期は1年とし再任を妨げない。PTA活動の円滑な運営の為に役員会の求めに応じて助言する。

第5章 個人情報取扱方法

- 1、この個人情報取扱方法は、本PTAが保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。
- 2、本PTAは個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 3、個人情報取り扱いの方法は四峡小PTA内規で会員に周知する。
- 4、前条の個人情報とは、「個人情報取扱同意書」などにより会長に提出された次の事項を記したものとする。
例) 氏名・電話番号・連絡先・その他、必要とするもので同意を得た事項
- 5、会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取り消すことができる。
申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。
- 6、取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする。
 - (1) 文書等の送付等
 - (2) PTA会員名簿の作成
 - (3) PTA活動に必要な諸連絡
- 7、個人情報は会長または会長が指定する役員が適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 8、個人情報は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第6章 サークル活動について

- 1、下記の条件を満たした四峡小PTA会員で構成された団体はPTA公認団体と認め、活動補助金を支給することができる。新たな団体を発足する場合は実行委員会にて承認を得ること。
 - (イ) 会員相互の親睦と向上をはかる活動を目的とする
 - (ロ) 四峡小PTA会員で構成され、会員が6名以上いる
 - (ハ) 活動の拠点は四峡小とし、定期的な活動をおこなっている
 - (ニ) PTA活動に積極的に参加し、メンバーから本会役員を1名以上出すこと
- 2、補助金は実行委員会等で団体に応じた金額を審議し、予算に組み込むものとする。ただし、PTA主催の大会等が開催される場合、四峡小の代表団体として参加する場合の参加費は補助金とは別にPTA会計から支出する。
- 3、前項1の条件を満たせなくなった場合、団体の活動状況を実行委員会で審議した上で公認を取り消し、補助金も打ち切られる。

内規改正	昭和62年	5月21日	内規改正委員会
内規改正	平成2年	4月23日	内規改正委員会
内規改正	平成7年	2月9日	内規改正委員会
内規改正	平成8年	3月14日	内規改正委員会
内規改正	平成10年	4月10日	内規改正委員会
内規改正	平成30年	5月13日	PTA改革委員会